

令和5年度第12回農業委員会総会議事録

開会月日	令和6年3月25日(月)	開議の時刻	午前10時30分			
場 所	市総合会館3階 303会議室	閉議の時刻	午前11時45分			
議 長	東松山市農業委員長 野村 孝行					
委員の出席状況						
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	松崎 昭三	出 席	7	藤野 香織	出 席
	2	杉浦 勉	〃	8	松本 禮子	〃
	3	島田 安三	〃	9	荒川 光明	〃
	4	千葉 有美子	〃	10	久保田 節子	〃
	5	宇津木 昭一	〃	11	野村 孝行	〃
	6	鹿田 明	〃			
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	木村 正雄	出 席
		利根川 里美	〃		坂上 夏苗	〃
	大 岡	大木 幹雄	〃		田口 豊	〃
		橋本 隆	〃	野 本	新井 勝美	〃
		宮永 貞夫	〃		飯嶋 徳造	〃
	唐 子	戸井田 貞義	〃		加藤 喜之	〃
		山田 弘明	〃		山下 哲生	〃
		小澤 謙一	〃			
	議題等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他 				
公開・非公開の別	公開					
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)					
議 事 参 与 者						
事務局	氏 名	摘 要				
事務局長	松崎 一祐	出 席				
副主幹	荒能 豊	〃				
主 任	福島 誠	〃				

議 案	議 事 顛 末
議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件	1 開 会 副会長は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について 議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 6 番 鹿田 明 委員 7 番 藤野 香織 委員
	3 議 事 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について 1 番の申請について 事務局より、受人が社会福祉法人のため、許可の要件が農地所有適格法人と異なり、「法人がその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」「取得後農地の全てを耕作すると認められること」が要件となる旨の説明がなされる。 唐子地区・荒川委員より、1 番の申請について、御茶山町に所在する申請人（受人）としての社会福祉法人より、大字上唐子在住の申請人（渡人）が、大字上唐子地内に所有する農地（畑 3 筆）を、受人は社会福祉法人の目的を達成するために農地を利用したいため、渡人は高齢による農業縮小のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、農地の取得が受人の業務の運営に必要と認められ、取得後農地の全てを耕作すると認められるため、許可相当であるとの報告がなされた。 島田委員より、受人である社会福祉法人の農業の経験と、農業用機械の所有状況など農業を行う準備について質問がなされた。 事務局より、本格的な農業経験はないことと、必要ならば機械は借りる予定、との回答がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 2 番の申請について 高坂地区・鹿田委員より、2 番の申請について、大字西本宿在住の申請人（受人）より、大字西本宿在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は住居地に近く、農業の規模拡大を行うため、渡人は高齢により土地の維持管理が難しいため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全

議案第 2 号
農地法第 5 条
の規定による
許可申請承認
の件

管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

3 番の申請について

野本地区・杉浦委員より、3 番の申請について、大字上野本在住の申請人（受人）より、大字上野本在住の申請人（渡人）が、大字上野本地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は自宅に隣接しており、自家消費の野菜を作るため、渡人は高齢手不足で農業経営縮小のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。受人と渡人は兄妹である。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、実家の農業を手伝っており、取得後申請地を適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数について、実家の農業の手伝いに従事する日数が年間 150 日を超えており、取得後も年間の従事日数が 150 日を超えることを申請書類等から確認していて、許可相当であるとの報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について

1 番の申請について

松山地区・千葉委員より、1 番の申請について、行田市在住の申請人（受人）より、兵庫県神戸市在住の申請人（渡人）が、大字松山地内に所有する農地（畑 1 筆）を、一般住宅（自己用住宅）に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、一般住宅（自己用住宅）の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

2 番の申請について

松山地区・千葉委員より、2 番の申請について、箭弓町 1 丁目在住の申請人（受人）より、東京都中野区在住の申請人（渡人）が、大字松山地内に所有する農地（田 1 筆）を、受人が理事長を務める診療所が使用するための貸駐車場に転

用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、診療所が使用するための貸駐車場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

3 番の申請について

松山地区・千葉委員より、3 番の申請について、大字東平在住の申請人（受人）より、沢口町在住の申請人（渡人）が、大字東平地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

4 番の申請について

松山地区・千葉委員より、4 番の申請について、日吉町在住の申請人（受人）より、比企郡滑川町在住の申請人（渡人）が、松山町 2 丁目地内に所有する農地（畑 2 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

5 番の申請について

松山地区・千葉委員より、5 番の申請について、坂戸市在住の申請人（受人）より、比企郡滑川町在住の申請人（渡人）が、松山町 2 丁目地内に所有する農地（畑 3 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認し

た。

6番の申請について

松山地区・千葉委員より、6番の申請について、大字市ノ川在住の申請人（受人）より、大字市ノ川在住の申請人（渡人）が、大字市ノ川地内に所有する農地（畑1筆）を、住宅敷地の拡張をするため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であるため第2種農地と判断され、住宅敷地の拡張の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

7番の申請について

唐子地区・荒川委員より、7番の申請について、比企郡滑川町在住の申請人（受人）より、大字岩殿在住の申請人（渡人）が、大字下唐子地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

8番の申請について

唐子地区・荒川委員より、8番の申請について、熊谷市在住の申請人（受人）より、群馬県佐波郡玉村町在住の申請人（渡人）が、大字下唐子地内に所有する農地（畑1筆）を、一般住宅（自己用住宅）に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

9番の申請について

唐子地区・荒川委員より、9番の申請について、坂戸市在住の申請人（受人）より、大字石橋在住の申請人（渡人）が、大字石橋地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。

現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

10 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、10 番の申請について、川越市在住の申請人（受人）より、大字正代在住の申請人（渡人）が、大字正代地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

11 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、11 番の申請について、大字高坂在住の申請人（受人）より、大字正代在住の申請人（渡人）が、大字正代地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

12 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、12 番の申請について、大字西本宿在住の申請人（受人）より、大字西本宿在住の申請人（渡人）が、大字西本宿地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

<p>議案第 3 号 農用地利用集積事業による 利用権設定承認の件</p> <p>議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件</p>	<p>13 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、13 番の申請について、比企郡嵐山町在住の申請人（受人）より、大字上野本在住の申請人（渡人）が、大字上野本地内に所有する農地（畑 2 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>14 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、14 番の申請について、大字古凍在住の申請人（受人）より、大字古凍在住の申請人（渡人）が、大字古凍地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅建築のため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅建築の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 3 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について 議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨の説明が行われる。 内容審議の結果、106 筆の利用権設定を承認した。</p> <p>議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の件について 野村会長、鹿田委員、杉浦委員は議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。 久保田職務代理が議長を代理する。 議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進</p>
--	---

<p>議案第 5 号 引き続き農業 経営を行っ ている旨の証明 願承認の件 議案第 6 号 引き続き特定 貸付を行っ ている旨の証明 願承認の件</p>	<p>計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。</p> <p>議長より、野本地区の 44, 45, 49, 50, 51 について、借受人や貸付け条件に変更がなさそうだが、変更点があるのかとの確認がなされた。</p> <p>農政課より、期限満了後の更新の案件で、借受人や条件に変更はない旨の説明がなされた。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p> <p>野村会長が、議長を久保田職務代理から交代する。</p> <p>議案第 5 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件について</p> <p>議案第 6 号 引き続き特定貸付を行っている旨の証明願承認の件について</p> <p>会長より、議案第 5 号と 6 号について、関連した議題のため一括審議の提案がなされ、承認を得る。</p> <p>議長は事務局に説明を求め、事務局より、大字新郷在住の申請人が、大字新郷地内にある相続税の納税猶予を受けている特例適用農地（畑 6 筆）に係る農業経営を引き続き行っていることの証明を求める申請がなされた旨説明がなされ、また、うち特定貸付を行っている畑 3 筆について引き続き特定貸付を行っていることの証明を求める申請がなされた旨説明がなされる。</p> <p>唐子地区・荒川委員より、現地調査の結果、引き続き耕作を続けている旨の報告がなされ、また、引き続き特定貸付を継続している旨の報告がなされた。</p> <p>島田委員より、特定貸付を引き続き行っているとは、どのようなことか、との質問がなされた。</p> <p>事務局より、特定貸付とは農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する一定の事業のために、賃借権等の設定による貸付けを行ったもので、その貸付が継続している状態である、との回答がなされた。</p> <p>島田委員より、貸付について農地台帳等での確認はしているのか、との質問がなされた。</p> <p>事務局より、農地台帳等で確認はしている、との回答がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、引き続き農業経営を行っていることと、引き続き特定貸付行っていることを承認するとした。</p>
--	--

<p>議案第7号 東松山市農業 委員会会議運 営要領の制定 についての件</p> <p>報告事案 農業委員会会 長専決規定に よる農地法に 基づく届出報 告の件</p>	<p>議案第7号 東松山市農業委員会会議運営要領の制定に ついて 議長は事務局に対し説明を求め、東松山市農業委員会会議 規則第10条に関係して、議事参与の制限を明記するための 制定である旨の説明が行われる。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認し た。</p> <p>事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。</p> <p>農地法第3条の3権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、11件を確認する。</p> <p>農地法第4条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、2件を確認する。</p> <p>農地法第5条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、6件を確認する。</p> <p>農地所有適格法人の報告の件 事務局から説明が行われ、1件を確認する。</p> <p>午前11時45分議長は今回上程した議案について審議を終 了した旨を告げ、令和5年度第12回総会を閉じた。</p> <p>以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。 令和6年 3月29日 議長 野村 孝行 委員 鹿田 明 委員 藤野 香織</p>
--	---